

## 化学的酸素要求量等に係る総量規制基準

総量規制とは、総量削減計画で定める目標量を達成するための方途の一つであり、事業場から指定水域に排水を排出する者は、次式で算出される総量規制基準値を遵守しなければならない。

なお、総量規制の適用を受ける排水は、総排水から間接冷却水や雨水等を除いた工程排水等（特定排水）である。

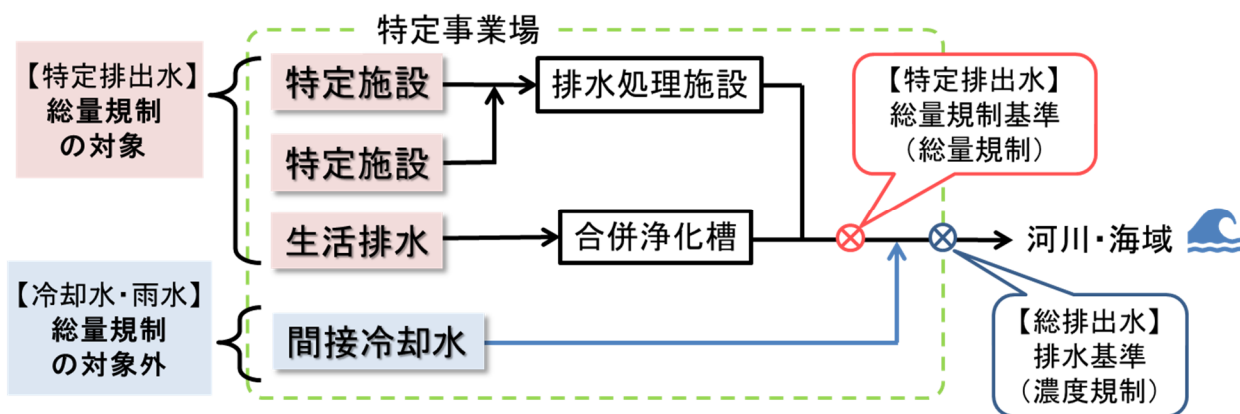
### 【総量規制基準値（L）の算出方法】

$$L = C \text{ (濃度)} \times Q \text{ (水量)} \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準値[kg/日]

C：業種等の区分毎に定められたCOD、窒素、リンの濃度[mg/L]

Q：特定排水水量[m<sup>3</sup>/日]



## 1 総量規制基準の設定

総量規制基準の設定にあたっては、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（令和3年10月5日環境省告示第61号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成28年9月5日環境省告示第81号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成28年9月5日環境省告示第82号）に基づき、都府県知事がC値を定めることとなっている。

令和3年10月5日付け環水大水発第2110052号において、C値の設定にあたっては、各水域の状況に応じて、次のことに留意して適切な値を定めることとされた。

### 【令和3年10月5日付け環水大水発第2110052号 抜粋】

#### ○大阪湾

COD、窒素及びりんのいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化を行わず、これまでの取組を継続しながら、湾奥部など問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応することが妥当

#### ○大阪湾を除く瀬戸内海

他の指定水域の水質と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように留意しつつ必要な対策を継続することが妥当

#### ○瀬戸内海全域

生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当

## 2 第9次総量規制基準の改正の考え方

国がC値の範囲を第8次から変更しなかったことを踏まえ、本県においても、大阪湾及び大阪湾を除く瀬戸内海にかかるCOD・窒素・りんについて、業種その他区分及びC値は第8次から変更しない。